競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度において国有林野事業の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。平成26年11月7日

林野庁長官 今井 敏

- ◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 13
- 1 契約の種類及び業種の区分

[掲載順序 契約の種類:業種の区分]

(1) 建設工事契約:土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、
防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設

工事、清掃施設工事

- (2) 測量・建設コンサルタント等契約:測量、 土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士 事務所、計量証明、地質調査、補償コンサル タント、その他
- 2 申請の時期

平成27年度当初からの一般競争(指名競争) 契約の参加資格の付与を希望する者は、

(1) 持参する場合

平成27年1月16日から平成27年1月30日までの間(ただし、土曜日及び日曜日を除く。 受付時間は10時~12時及び13時~16時とする。)に申請すること。

(2) 郵送の場合

平成27年1月16日から平成27年2月6日 (当日消印有効)までの間に郵送(書留郵便 に限る。)すること。

(3) インターネットの場合

平成26年12月1日から平成27年1月15日までの間(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び

平成26年12月29日から平成27年1月3日まで の間を除く。受付時間は9時から17時とす る。) に、

① 建設工事契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

② 測量・建設コンサルタント等契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、インターネットによる申請を除き、上 記期間経過後も申請は随時に受け付けるが、こ の場合、参加を希望する競争入札までに資格付 与が間に合わないことがある。

- 3 申請の方法
- (1) 申請書の入手方法

林野庁所定の「一般競争(指名競争)参加 資格審査申請書(建設工事)」又は「一般競争 (指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」(以下「申請書」という。)は、平成26年11月4日以降、林野庁及び森林管理局(以下「森林管理局等」という。)のホームページへアクセスして入手することができる。

また、インターネットによる申請をする場合は、2の(3)の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成26年11月4日から平成26年12月26日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月4日から平成27年1月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、2の(3)の②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書(兼代理申請委任状)」を印刷したものに(3)の②のエからキま

でに掲げる書類を添付し、平成26年12月26日 (当日消印有効)までの間に別記3に掲げる 送付先に郵送(書留郵便に限る。)するものと する。

(2) 申請書の提出先

林野庁及び森林技術総合研修所の発注に係る一般競争(指名競争)契約の参加資格を得ようとする者は林野庁に、森林管理局並びに当該森林管理局の管轄区域に所在する森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所(以下「森林管理署等」という。)の発注に係る一般競争(指名競争)契約の参加資格を得ようとする者は当該森林管理局に申請書を提出すること。インターネットによる申請の場合においても、希望する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。

なお、複数の森林管理局等における参加資格を得ようとする者は、申請書にその旨を記載した上で、本社(店)の所在地を管轄する

森林管理局等に提出することとし、同じ内容の申請書を複数の森林管理局等に提出しないこと。インターネットによる申請の場合においても、希望する森林管理局等を選択の上、本社(店)の所在地を管轄する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。

(3) 申請書の提出方法

持参又は郵送による申請をする場合は、① 又は②に掲げる書類等を別記1に掲げる「申 請書の提出場所」のうち、3の(2)により申請 書の提出先となる森林管理局等の提出場所に 持参又は郵送により提出する(ただし、記載 内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出 や説明を求めることがある。)。

① 建設工事契約

ア 一般競争(指名競争)参加資格審査申 請書(建設工事)

イ 営業所一覧表

ウ 建設共同企業体協定書の写し(共同企業体として申請する場合に限る。)

エ 工事経歴書

- オ 建設業法施行規則(昭和24年建設省令 第14号)第21条の4の規定による総合評 定値通知書(以下「総合評定値通知書」 という。)の写し(建設業法第27条の23 第3項の経営事項審査の項目及び基準を 定める件(平成20年国土交通省告示第85 号)第一の四の1(一)に規定する雇用 保険(以下「雇用保険」という。)、
 - (二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、総合評定通知書の写しのほか、当該事実を証する書類。)
- カ 共同企業体等調書(共同企業体として

申請する場合に限る。)

- キ 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式 その3、その3の2又はその3の3)の 写し
- ク 申請者が11に規定する合併等により新 たに設立された会社等で合併後5年未満 の場合には、当該事実を証明する書類
- ケ グループ経営事項審査又は持株会社化 経営事項審査の結果に基づく申請の場合 には、企業集団及び企業集団に属する建 設業者についての数値等認定書
- コ 行政書士等の代理申請による場合には、 代理申請に係る委任状
- サ 専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し
- シ 平成25年度末までの4年間に林野庁、 森林技術総合研修所又は森林管理署等が 発注した森林土木工事(請負金額が500万 円以上のものに限る。)の実績を有する場

合は、当該工事に係る契約書の写し、優 良工事表彰状(又は表彰通知書)の写し 及び工事成績評定通知書の写し(優良工 事表彰状、表彰通知書の写しについては、 表彰を受けている場合に限る。)

- ス 資格確認通知書等の送付用封筒(長形 3号の封筒に申請者の送付先を記載の上、 82円分の切手を貼付したもの)
- ② 測量・建設コンサルタント等契約

 ア 一般競争(指名競争)参加資格審査申

 請書(測量・建設コンサルタント等)
 - イ 技術者経歴書
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 登記事項証明書若しくは登記簿謄本又 はいずれかの写し(法人の場合に限 る。)
 - オ 登録証明書等又はその写し(登録を受けている場合に限る。)
 - カ 財務諸表類
 - キ 納税証明書(国税通則法施行規則別紙

第9号書式その3、その3の2又はその 3の3)の写し

- ク 行政書士等の代理申請による場合には、 代理申請に係る委任状
- ケ 資格確認通知書等の送付用封筒(長形 3号の封筒に申請者の送付先を記載の上、 82円分の切手を貼付したもの)

インターネットによる申請をする場合は、2の(3)の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、3の(1)においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、3の(1)において入手したパスワードを入力して送信する。ただし、以下のaからeまでの規定によりそれぞれに規定する書類等を別途提出するものとする。

なお、申請者が経常建設共同企業体の場合等、インターネットによる申請ができない場合は、2の(1)又は(2)の持参又は郵送による申請をすることとする。どのような場合が「インターネットによる申請ができない場

合」に該当するかについては、以下のホームページアドレスへのアクセスにより入手できる競争参加資格審査申請書作成の手引き [インターネット編] (平成27・28年度版) で確認することができる。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

- a 建設工事契約にあっては、①のキに掲げる納税証明書の写しを平成26年11月4日から平成27年1月15日までの間に別記2に掲げる送付先にファクシミリにより送信すること(ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。)。
- b 建設工事契約又は測量・建設コンサルタント等契約のいずれにあっても、①のス又は②のケに掲げる送付用封筒を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。
- c 建設工事契約にあって、申請者が専門技 術職員を有する場合は、①のサに掲げる書

類を以下の期間内に、以下の提出場所に持 参又は郵送すること。

- d 建設工事契約にあって、申請者が林野庁、 森林技術総合研修所又は森林管理署等が発 注した森林土木工事(請負金額が500万円以 上のものに限る。)の実績を有する場合は、 ①のアに掲げる申請書のうち様式1-3及 び①のシに掲げる書類を以下の期間内に、 以下の提出場所に持参又は郵送すること。
- e 建設工事契約にあって、申請者が11に規 定する合併等により新たに設立された会社 等で合併後5年未満の場合は、①のクの書 類を以下の期間内に、以下の提出場所に持 参又は郵送すること。
- bからeまでに掲げる書類等の提出期間 平成26年12月1日から平成27年1月15日 (郵送の場合は当日消印有効)までの間と する。ただし、持参の場合は、土曜日、日 曜日、祝日及び平成26年12月29日から平成 27年1月3日までの間を除くものとし、受

付時間は10時~12時及び13時~16時とする。

- bからeまでに掲げる書類等の提出場所 別記1に掲げる「申請書の提出場所」の うち、(2)により申請書の提出先となる森林 管理局等の提出場所
- (4) 申請書類の作成に用いる言語
 - ① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。
 - ② 提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を 使用している場合については、出納官吏事 務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条 に規定する外国貨幣換算率により換算した 邦貨額を記載すること。
- 4 競争参加資格を付与しない者
- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、申請者が未成年者、被保佐人又は被補助

人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者である場合は、同条の特別の理由 がある場合に該当する。

- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽 の事実を記載した者又はこれを代理人、支配 人その他の使用人として使用する者
- (3) 次の各号の一に該当すると認められる者で、 その事実があった後2年を経過していない者 (これを代理人、支配人又はその他の使用人 として使用する者を含む。)
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な 価格を害し若しくは不正な利益を得るため に連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務 の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (4) 建設工事契約にあっては、建設業法(昭和 24年法律第100号)第3条第1項の規定の許可 及び同法第27条の23第2項に規定する経営事 項審査(以下「経営事項審査」という)を受 けていない者
- (5) 経営事項審査の審査基準日が平成25年6月 30日以降のものでない者。建設工事契約にあっては、経営事項審査の総合評定値通知書の 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 状況がいずれも「加入」又は「適用除外」と なってない者(ただし、当該通知書において 当該加入状況が「未加入」であった後に「加 入」又は「適用除外」となった者で、当該事 実を証する書類を併せて提出できる者を除 く。)。
- (6) 建設工事契約にあっては、数人の建設業者 が共同して工事を施工する協定により結成し た企業体であって、(1)から(5)までに該当す る構成員を含む者

- (7) 測量・建設コンサルタント等契約にあって は、測量・建設コンサルタント等の営業に関 し、法律上必要な資格を有しない者
- (8) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 5 競争参加資格の申請に有効な経営事項審査の 総合評定値通知書
 - 一般競争(指名競争)契約の参加資格の申請をする直前に受審した経営事項審査の総合評定値通知書で雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、当該事実を証する書類を併せて提出すること。
- 6 競争参加資格の審査
- (1) 建設工事契約

4の競争参加資格を付与しない者以外の者 の資格審査については、以下の総合数値をも って行い、等級の区分を設けている業種にあ っては、当該総合数値に応じて等級の格付け を行う。

総合数値の算定方法

ア 経営に関する客観的事項の審査数値・

• • • • • • • • • • • • • • A

イ 専門技術者に関する審査数値・・・B

ウ 工事成績の審査数値・・・・・C

審査結果の総合数値算定方式

A + B + C

なお、建築一式工事については、経営に 関する客観的事項の審査数値をもって総合 数値とする。

(2) 測量・建設コンサルタント等契約

4の競争参加資格を付与しない者以外の者 の資格審査については、以下の総合数値をも って行い、当該総合数値に応じて等級の格付 けを行う。

総合数値の算定方法

ア 年間平均測量等実績高の審査数値・・

· · · · · · · · · · · · · · · A

- イ 自己資本額の審査数値・・・・・B
- ウ 流動比率及び営業年数の審査数値の合

計値・・・・・・・C

審査結果の総合数値算定方式

A + B + C

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知(郵送)する。

- 8 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 競争参加資格の有効期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。なお、持参又は郵送による申請の場合であって、2の(1)又は(2)に掲げる期間経過後に申請した場合は、資格を付与されたときから、平成29年3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続
 - (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成28年10月以降に平成29・30年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

9 申請内容の変更

今回の申請において一般競争(指名競争)契 約の参加資格を付与された者は、次の事項に変 更があった場合には、「競争参加資格審査申請書 変更届(建設工事、測量等)」に必要事項を記載 の上、次の添付資料を添え、別記1に掲げる資 格確認通知のあった森林管理局等の申請場所に 速やかに提出すること。

- (1) 本社(店)住所
- (2) 商号又は名称、電話番号(ファクシミリ番 号及びメールアドレスを含む。)
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録の状況
- (5) 営業所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号(営業所の新設廃止を含む。)

添付資料

a 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏 名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は 登記簿謄本若しくはその写し

- b 個人の住所の場合は、住民票の写し
- c 個人の氏名の場合は、戸籍謄本(又は抄本)の写し
- d 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書等の写し
- 10 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受け た者の取扱い
 - (1) 今回の申請時において会社更生法(平成14 年法律第154号)に基づく更生手続申請中の者 又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基 づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定 を受けた者(以下「更生手続等開始決定者」 という。)となった後に、一般競争(指名競 争)契約の参加資格の申請を行うことができ る。
 - (2) 平成27・28年度における一般競争(指名競争)契約の参加資格を付与された後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争(指名競争)契約の参加資格の申請を行う

ことができる。なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争(指名競争)契約の参加資格の申請を行わないときは、一般競争(指名競争)契約の参加資格を取り消される場合がある。

11 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、 以下の(1)から(5)までに掲げる会社等をいい、 合併等後に経営事項審査を受審している者は、 再度の一般競争(指名競争)契約の参加資格の 申請を行うことができる。

- (1) 合併等により新たに会社が設立された場合 における新設会社又は合併によりその一方が 存続した場合における存続会社
- (2) 親会社がその営業(建設業)の一部を独立 させるために新たに子会社を設立し、子会社 が親会社の当該営業部門を譲り受けたことに より、親会社の当該営業部門の営業活動が廃 止され、又は休止された場合における子会社

- (3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- (4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業 (建設業)の全部又は一部を譲り受けたこと により当該営業を譲渡した建設業者の当該営 業部門の営業活動が廃止され、又は休止され た場合における当該営業を譲り受けた建設業 者
- (5) 営業(建設業)の全部又は一部を他の会社 に承継させるために会社分割を行った会社の 当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休 止された場合における当該営業を承継した会 社
- 12 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所 別記1の申請書の提出場所に同じ。

別記1 申請書の提出場所

(1) 林野庁林政部林政課会計経理第1班

〒100-8952 東京都千代田区霞が関一丁目

2番1号

電話番号 (03)6744-2282 内線 6009

(2) 北海道森林管理局経理課

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3

条七丁目70番地

電話番号 (011)622-5214

(3) 東北森林管理局経理課

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16号

電話番号 (018)836-2186

(4) 関東森林管理局経理課

〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目1

6番25号

電話番号 (027)210-1149

(5) 中部森林管理局経理課

〒380-8575 長野県長野市大字栗田715番

地 5

電話番号 (026)236-2577

(6) 近畿中国森林管理局経理課

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋一丁 目8番75号

電話番号 (06)6881-3534

(7) 四国森林管理局経理課

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3 番30号

電話番号 (088)821-2060

(8) 九州森林管理局総務部契約適正化専門官室 〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2 番7号

電話番号 (096)328-3520

別記2 建設工事契約のインターネット申請に係 る納税証明書等の送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク ファクシミリ番号 (052)725-7672

別記3 測量・建設コンサルタント等契約のインターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先

添付書類送付先 〒812-0013 福岡県福岡市博 多区博多駅東二丁目 9 番13号 東福第一ビル 2 階

九州地方整備局 一元受付ヘルプデスク宛て